

実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する 特別部会における審議事項例について

<基本的視点>

- 実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関（以下「新機関」という。）の制度化に関する専門的な調査審議を行うこと
- 教育再生実行会議第5次、第6次提言、新機関の制度化に関する有識者会議「審議まとめ」を踏まえ、具体的に以下の事項について、検討を行うこと
 - ・社会のニーズに即応し、各職業分野の特性を踏まえた質の高い職業人育成を行うことができる制度設計
 - ・現在の大学の制度や体系との関係を踏まえ、高等教育機関としての質を確保し、新機関の学修成果が国際的にも国内的にも適切な評価を受けられる制度の在り方
 - ・高校生の進路の選択肢拡大や、より高度な技術や知識の習得を目指して学び直す際に就職後も社会人が学習しやすい仕組み 等

上記の諮問文の内容を踏まえ、本特別部会においては、制度の検討に当たり、例えば、以下の審議事項が考えられる。

1. 新機関の基本的要件

大学体系に位置付け、学位授与機関とする場合、現在の大学の制度や体系との関係を踏まえ、例えば、以下の点について、現在の大学制度と同様に整理すべきこと、新機関に新たに措置すべきことについて、審議。

- (1) 新機関の目的、養成すべき人材像・分野、名称
- (2) 修業年限
- (3) 学位関係
- (4) 設置基準関係
 - 教育内容・方法（実習、実技、演習、インターンシップの量等）
 - 教員組織、教員資格要件
 - 専任教員の配置
 - 実務家教員の配置
 - 収容定員
 - 修了要件等
 - 施設及び設備等
 - 管理運営組織
- (5) 質保証システム
 - 設置認可
 - 自己点検・評価、第三者評価、情報公開
 - 公的助成

2. 産業界との連携

- 職業分野別団体等との支援・協力体制の構築
- 教育課程編成や評価に参画する仕組み
- 専門職業人に相応しい企業等での採用方法・活用方策